



# くらし・環境



## ごみの分別と出し方

問 資源循環推進課 ☎562-6361 FAX566-1694

ごみ集積所に出すことができるごみは①～⑧の8種類です。

①焼却ごみ類②プラスチック製容器類③ペットボトル類については、市が指定したごみ袋を使用してください。

### ごみを出す方法を確認!

種類によってごみを出す方法が違います。それぞれのごみの出し方を確認して、正しく出してください。

※焼却ごみ類、プラスチック製容器類、ペットボトル類は草津市指定のごみ袋に入っていないと収集できませんのでご注意ください。

処理	ごみの種類と出し方		
焼却処理	① 焼却ごみ類	<p>台所ごみ、紙くず(シュレッダーごみ、紙コップ、紙おむつなど)、ゴム・皮革製品、繊維類、プラスチック製容器類を除くプラスチック(CD・ビデオテープ、プラスチック製ボールペンなど)など 紙おむつは汚物を取り除いてから出してください。</p>	<p>必ず焼却ごみ類用指定袋で出してください。また、中身が散乱しないように、袋の口をしっかりと十字にむすんでください。 例外として、剪定した木や枝は一辺が50cm以下、直径5cm以下にしてひもでくくって出せます。上記の方法以外(市販のビニール袋など)で出されたごみは、収集できません。 また、葉は指定袋に入れて出してください。</p>
	② プラスチック製容器類	<p> このマークがあるものが対象です。 袋類、ネット類、パック・カップ類、プラスチックボトル類、キャップ・ふた類、フィルム・ラベル類、トレイ類、緩衝材など 中身を使い切り、軽くゆすいで、残りかすが付着していない状態にしてください。</p>	<p>必ずプラスチック製容器類用指定袋で出してください。 ※プラマークが付いているものでも、洗っても汚れが落ちないもの、汚れを落とすために洗剤や水がたくさん必要なものは、「焼却ごみ類」で出してください。</p>
	③ ペットボトル類	<p> このマークがあるものが対象です。 PETマークのついたペットボトル 清涼飲料類(コーラ、サイダーなど)、ウーロン茶、ミネラルウォーター、日本酒、みりんなど 水洗いし、キャップやラベルを取り外してから出してください。</p>	<p>必ずペットボトル類用指定袋で出してください。</p>

処理	ごみの種類と出し方		
リサイクルするもの	新聞・広告	<p>ひもで十字にしぼって出してください。 ※「広告」は新聞折り込み広告のことを指します。</p>	<p>古紙類はなるべく地域の資源回収活動の日に出してください。 小さな紙切れやメモ、菓子箱やティッシュペーパーの箱も、小さくたたんで、雑誌の間にはさむか、紙袋などにまとめて一緒にしぼって「雑誌・雑紙」の日に出してください。 汚れているもの、臭いの染み付いているもの、防水加工などの特殊な加工がされているもの、写真などの特殊な素材のものはリサイクルすることができませんので、「焼却ごみ類」で出してください。</p>
	④ 古紙類	<p>雑誌・雑紙</p> <p>ひもなど</p> <p>ひもで十字にしぼるか、紙袋に入れて出してください。 週刊誌、単行本、教科書、カタログなどの製本されたものや包装紙、パンフレット、コピー用紙、紙袋、封筒、厚紙など</p>	
		<p>段ボール</p> <p>ひもで十字にしぼって出してください。 ※断面が波形になっているものが段ボールです。厚紙・ボール紙は「雑誌・雑紙」で出してください。</p>	
	⑤ 空き缶類	<p>コナテナ</p> <p>空き缶(ジュース缶、缶詰の缶、菓子缶、スプレー缶など)を水洗いし、できるだけつぶして、直接指定コンテナに入れてください。 ※カセットボンベ、スプレー缶は必ず使い切ってからガス抜きして出してください。</p>	<p>灰色の容器(コンテナ)に入れてください。 袋から出して空き缶類または飲・食料用ガラスびん類だけを入れてください。 空き缶類と飲・食料用ガラスびん類の日を間違わないようにしてください。</p>
破砕処理	⑥ 飲・食料用ガラスびん類	<p>飲・食料用のガラスびん(調味料のびん、酒びん、ドリンク剤のびんなど)を、キャップを取り水洗いの後、直接指定コンテナに入れてください。 ※飲・食料用以外のガラスびんは「陶器・ガラス類」の日に出してください。</p>	
	⑦ 破砕ごみ類	<p>指定袋なし(中身の確認が必要な袋)</p> <p>小型金属類(フライパン、鍋、やかん、金属製のキャップなど)、小型家電製品(ミキサー、ポット、ひげそり、アイロン、トースターなど)、硬質プラスチック製品(バケツ、洗面器など、硬いプラスチックでできていて概ね20cm以上のもの)、傘、刃物(刃を包んで)、電気コードなどを、そのまま出してください。 ただし、20cm以下のものについては、まとめて中身の見える袋に入れて出してください。</p>	
埋め立て	⑧ 陶器・ガラス類	<p>陶器類(陶器製の茶碗、花瓶、湯のみ、皿、土鍋など)、ガラス類(化粧品のびん、薬品のびん(ドリンク薬品のびんは「飲・食料用ガラスびん類」に)、ガラス食器製品、板ガラス、鏡、電球など)は、指定袋はありませんので、中身が見える袋に入れて出してください。 割れたガラスなどは、紙に包むなど安全な工夫をして袋に入れてください。</p>	

## ごみを出す場所を確認!

利用する『ごみ集積所』は、あらかじめ近所の人や町内会にご確認ください。共同住宅にお住まいの場合は、管理人や管理会社などに問い合わせてください。

※ごみ集積所は各町内会などが設置され、維持管理をされています。清掃当番などの地域で決められたルールを守って、ごみ集積所を利用してください。

## 決められた日・決められた時間に!

収集日の朝6時～8時に、ごみ集積所に出してください。

## 注意!

間違ったごみの出し方をすると近所の人、特にごみ集積所の付近の人やごみ当番の人に大変迷惑がかかります。

## 粗大ごみ(自宅前まで収集に伺います)

1個あたりの大きさが縦横および高さのいずれかが50cmを超えるもの、または1個あたりの重さが10kgを超えるものは「粗大ごみ」となります。

## 戸別収集の申し込みから収集までの流れ

### ① 粗大ごみを確認してください

- ◆ 出される粗大ごみの品目と個数、寸法を確認してください。
- ◆ 各地区のごみカレンダーで粗大ごみ収集日を確認してください。

### 申込

各地区の収集日の7日前までに予約をしてください。年末年始の受付および収集については、変更することがあります。

### ② インターネット・電話で収集の予約をしてください

- ◆ 住所、氏名、電話番号、品目、個数をお知らせください。
- ◆ 粗大ごみ処理券の必要枚数をお知らせします。

## インターネット予約(24時間受付)

<http://s-kantan.com/kankyo-kusatsu-u/>

草津市 粗大ごみの出し方

## 粗大ごみコールセンター

☎561-2300

### 受付時間

月～金曜日 8:30～17:15  
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始除く)

### ③ 粗大ごみ処理券を購入してください

- ◆ 処理券は、粗大ごみ処理券の取扱店(ごみカレンダー裏面に記載)でご購入ください。

### ④ 収集日の朝9時までに玄関先などに出してください

- ◆ 処理券に「氏名」を記入し、粗大ごみに貼り、収集日の朝9時までに玄関先など事前に取り決めた場所に出してください。

戸別住宅 玄関や門の脇などに出してください。

集合住宅 受付時に指定された場所(1階)に出してください。

## 粗大ごみ処理券の貼り方

- ◆ 処理券に「氏名」を記入して見やすい場所に貼ってください。
- ◆ 布団やカーペットなどは、ひもでしっかりとくくって、そのひもに処理券を貼ってください。

### ⑤ 収集員が収集に伺います

- ◆ 収集は順次行うため、収集時間はお約束できません。  
※立ち合いは不要です(留守でも構いません)。

## 注意!

申し込み内容と異なるものや、粗大ごみ処理券が貼っていないもの、処理券の金額が違って貼ってあるものなどは、収集できませんのでご注意ください。

クリーンセンターへ直接持ち込むこともできます。  
(85ページ参照)

## 家電リサイクル

対象機器:エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫

家電リサイクル法により上記の品目については、お買い上げ小売店、または買い替え時の小売店に引き取りを依頼してください。

- ◆ 引き取りにはリサイクル料金と収集・運搬料金が必要です。
- ◆ 引越などにより、お買い上げ小売店が近くにない場合には、お近くの家電量販店にご相談ください。
- ◆ クリーンセンターへ持ち込むことはできません。

## 市役所・地域まちづくりセンターなどで回収するもの

### 乾電池

- ◆ 公共施設(市役所・地域まちづくりセンター・学校など)の乾電池回収箱へ
- ◆ ボタン型乾電池・充電式電池は販売店などへ

### 蛍光灯・水銀体温計

- ◆ 市役所および地域まちづくりセンターの蛍光灯回収箱へ
- ◆ 電球・グロー管・割れた蛍光灯は、陶器・ガラス類へ
- ◆ LEDは破砕ごみ類へ

### ライター

- ◆ 市役所および地域まちづくりセンターに設置してある回収箱へ
- ◆ 使い捨てライターは必ず使い切ってから出してください。

必ず包装容器や袋から出して、それぞれ専用の回収箱へ入れてください。

## クリーンセンターへの持ち込み

焼却ごみ類や粗大ごみなど、分別したごみを直接クリーンセンターへ持ち込むことができます。(原則有料)

所在地 馬場町1200番地25

開場日 月～土曜日(祝日も可)  
(日曜日および年末年始は搬入できません)

時間 8:30～12:00、13:00～16:00  
(上記時間外は搬入できません)

手数料 ●1回の搬入量が200kg未満のとき、  
10kgあたり110円  
●1回の搬入量が200kg以上のとき、  
10kgあたり170円

## 注意!

- 透明または半透明の袋に入れるなど、中身が確認できる状態で搬入してください。
- 必ずごみ排出者の本人および草津市内居住の確認ができる書類など(運転免許証など)を持参ください。
- 多量の木くずやがれき類の搬入には事前申込が必要です。一度に2トン車1台程度以上の木くず(剪定枝、廃材等)やがれき類を搬入する場合は、搬入予定日の3日前までに、申込手続きが必要です。詳細は、資源循環推進課へお問い合わせください。

## ごみ分別アプリ

ごみカレンダーやごみ分別辞典、アラート機能などが利用できます。ご活用ください。



iPhone版  
(App Store)はこちら



Android版  
(GooglePlay)はこちら





## 上下水道

### 上下水道に関する問い合わせ・相談

内容	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上下水道料金・使用水量について</li> <li>● 上下水道の使用開始(開栓)・使用停止(閉栓)について</li> </ul>	草津市水道お客様センター ☎561-2441
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上水道(給水装置)の新設・変更について</li> <li>● 下水道排水設備の新設・変更について (宅地内の下水道(排水設備)に関する修繕や工事は、「指定下水道工事店」に連絡・相談ください)</li> <li>● 開発業者などで行う上・下水道工事に関する申請・協議について</li> </ul>	給排水課 ☎561-2443
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路から水道メーターまでの漏水について (宅地内の漏水などの修繕は、「指定給水装置工事業者」に連絡・相談ください)</li> <li>● 配水管の工事について</li> <li>● 下水道本管のつまりなどについて (宅地内のつまりは、「指定下水道工事店」に連絡・相談ください)</li> <li>● 下水道工事について(市で行うもの)</li> <li>● 下水道の悪臭などについて</li> </ul>	上下水道施設課 ☎561-2401、2402
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水質(臭いなど)について</li> </ul>	北山田浄水場 ☎562-1050 ロクハ浄水場 ☎563-3741

業務時間 月～金曜日8:30～17:15

ただし、草津市水道お客様センターは、業務時間外と土曜日・日曜日・祝日についても電話受付のみ行います。

### こんな時には必ず届出(連絡)を

- 転入などに伴い、水道・下水道を使用するとき。
- 上下水道料金の支払方法を変更するとき。
- 転居などに伴い、使用者の名義を変更するとき。
- 転居などに伴い、水道・下水道の使用を止めるとき。
- 井戸水を使用・廃止するとき。(井戸水利用者のみ)
- 家族(同居)の人数が変わるとき。(井戸水利用者のみ)

### 水道メーターの検針は2カ月に1回

隔月の上旬にお伺いし、使用水量・水道料金・下水道使用料などを「水道使用水量のお知らせ」票でお知らせしています。(本票にて料金を徴収することはありません)

#### 検針にご協力ください。

- ・メーターボックスの上に物を置かないでください。
- ・出入口や水道メーターの近くに犬をつながないでください。

水道料金は検針した使用水量に基づき、下水道使用料は、水道の使用水量に基づき、2カ月ごとに同時にお支払いいただきます。お支払いは、便利で確実な口座振替をお薦めしています。

#### 口座振替

使用者の預金口座より振替します。預金通帳・お届け印・「水道使用水量のお知らせ」票をお持ちいただき、最寄りの金融機関または草津市水道お客様センターで手続きをしてください。

#### 取扱金融機関

滋賀銀行、関西アーバン銀行、草津市農業協同組合、滋賀中央信用金庫、滋賀県信用組合、京都信用金庫、滋賀県民信用組合、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、福井銀行、近畿労働金庫、京都銀行、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行・郵便局

#### 納入通知書払い

お送りする納入通知書にてお支払いください。

#### 納入場所

上記金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局については近畿2府4県のみ)、コンビニエンスストア、草津市水道お客様センター窓口、市役所会計課

※クレジットカードでの支払いは取り扱っていません。

### 使用水量がいつもより多いと感じたら、漏水の確認をお願いします。

- ①水道の蛇口を全部閉めて、使用していないことを確認してください。
- ②水道メーター内のパイロットマーク(銀色の八角形)が回転しているか確認してください。



※パイロットマークが回転していたら、敷地内のどこかで漏水していると思われるので、市指定の給水装置工事業者(市ホームページでご確認ください)へ修理を依頼してください。草津市管工事協同組合(☎562-1696)でも相談をお受けしています。修理費用は使用者の負担となります。

### 水道水の濁りについて

- 流速や流れの方向が変化したことにより濁り水が発生することがあります。
- 赤い水(赤褐色)は管の内側についた鉄さびがはがれて流出したものであり、ある程度水を出せばきれいになります。
- 白い水は水道水に空気が混ざり小さな泡になっている状態であり、しばらくそのままにしておくと、泡が消えて透明な水になります。

※いずれも一時的なもので有害なものではありません。

### 宅内排水設備の新設、増設、改造について

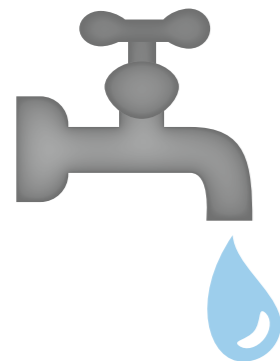
宅内排水設備工事を実施するときは、「市指定の下水道工事店」(市ホームページまたは給排水課窓口でご確認ください)にお申し込みください。

### 排水設備の維持管理

「あれ、汚水が流れないな」と思ったら

#### 公共下水道のつまり

道路に埋設された下水道管から宅地に入った一つ目の枒<sup>ます</sup>まで詰まった場合は、市が管理する範囲ですので、上下水道施設課にご連絡ください。

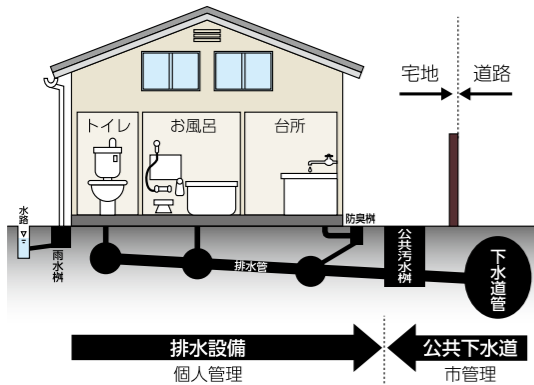


## 個人排水設備のつまり

市の管理する柵より上流側で詰まっている場合は、使用者で管理していただく範囲になりますので、市指定の下水道工事店にご連絡ください。修理費は使用者の負担となります。

### 注意!

個人排水設備の中で一番詰まりやすいのは、台所から出てすぐにある防臭柵です。ここでは、食物残渣や、食用油(炒め物などの洗浄による)がせき止められる構造になっています。これらのものが直接下水道本管に排出されると、下水道本管で詰まってしまう、多くの人に迷惑がかかります。月1回をめぐりに取り除いて、新聞紙などで包んで焼却ゴミで出してください。



## 下水道管に雨水が流れ込まないように点検しましょう

### ①雨どい

雨どいが誤って汚水排水設備に接続されていないか確認してください。

### ②汚水ますのふた

ふたが開いたままになっていないか確認してください。ふたに穴があいているなど破損している場合は、交換してください。



▲マンホールから汚水があふれる様子

## 浄化槽

浄化槽を正常に機能させるには、管理者による定期的な維持管理が欠かせません。適正に管理していないと、浄化槽本来の機能が発揮されず、水質汚濁や悪臭の原因となります。浄化槽をお使いの方は、次の3つの維持管理を行うことが法律により義務付けられています。

**保守点検** **問** 滋賀県循環社会推進課 ☎528-3471  
装置の点検や補修、消毒薬の補充などを行います。3か月から4か月に1回以上行ってください。保守点検は県の登録を受けた保守点検業者に依頼してください。

### 清掃

浄化槽内に溜まった汚泥の汲み取り、装置の洗浄などを行います。下記清掃業者に依頼し、年に1回以上行ってください。

**清掃業者** 大五産業㈱ ☎564-2274

### 法定検査

浄化槽が適正に管理され、浄化機能を十分発揮しているか検査します。毎年1回受けてください。

### 検査業者

公益社団法人滋賀県生活環境事業協会 ☎554-9271

※大五産業㈱ ☎564-2274

※日本環境サービス㈱ ☎075-622-3345

※琵研工衛㈱ ☎546-3838

※藤吉工業㈱ ☎0748-37-4155

※(有)湖南クリーンサービス ☎562-8593

※印の業者は、10人槽以下の浄化槽の場合のみ受けられます。

## 犬の登録と狂犬病予防注射

**問** 生活安心課 ☎561-2340 FAX561-2479

### 犬の登録

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬には、生涯一度の登録が義務付けられています。登録手続きは市役所で行ってください。狂犬病予防注射の接種を県内の獣医師会所属の動物病院で行う時は、あわせて登録の手続きを行うこともできます。登録の際にお渡しする犬の「鑑札」は、犬の首輪などに付けてください。

なお、すでに他市で登録済みの犬の住所などを変更する場合は、他市発行の鑑札を持参し、市役所で犬の転入手続きをしてください。草津市の鑑札と交換します。

### 狂犬病予防注射

犬の飼い主は、毎年1回狂犬病の予防注射を犬に受けさせることが義務付けられています。注射時に交付される「注射済票」は、犬の鑑札と共に犬の首輪などに付けてください。予防注射は動物病院で随時受けることができます。また、毎年4月から5月にかけて市内の公共施設などで実施する集合注射でも受けることができます。

### 犬が死亡したとき

登録した犬が死亡したときは、すみやかに市役所へご連絡ください。

### 犬が逃げたとき

犬が逃げないようにしっかりと係留してください。もし逃げても見つけやすいように、犬には鑑札などを付けてください。犬が行方不明になった時は、**市役所、草津保健所(☎562-3549)**および**滋賀県動物保護管理センター(☎0748-75-1911)**へお問い合わせください。

### 犬を散歩させるとき

歩行者などの迷惑とならないよう、リードでつなぎしっかりと制御してください。フン、尿の後始末は、きちんとしましょう。飼い犬のフンの放置は、条例でも禁止されています。

### 犬を飼えなくなったとき

犬に対して愛情と責任を持ち、最後まで飼ってください。事情により飼えなくなったときは、責任を持って新しい飼い主を探してください。しつけ方など飼い方の相談は、**草津保健所(☎562-3549)**、**滋賀県動物保護管理センター(☎0748-75-1911)**へお問い合わせください。

### 各種手数料

犬の登録手数料	3,000円
注射済票交付手数料	550円
鑑札再交付手数料	1,600円
注射済票再交付手数料	340円

## ペットとの思い出 ポケットアルバム

迷子になったときの備えや、思い出の記録に、かわいいペットの記録をとっておきませんか?

才 か月 名前:

生まれた日、家に来た日

年 月 日

購入元・譲渡元:

予防注射した日:

畜犬登録番号(犬のみ): 号

思い出: 場所:

できたこと:

ペットの手形をとろう!

才 か月 名前:

生まれた日、家に来た日

年 月 日

購入元・譲渡元:

予防注射した日:

畜犬登録番号(犬のみ): 号

思い出: 場所:

できたこと:

ペットの手形をとろう!





## 市営火葬場

**所在地** 東草津四丁目3番27号

☎562-2751 FAX562-2992

**休場日** 1月1日(1月2日は火葬受付のみ)

### 使用申し込み

火葬場を利用される時は、直接市営火葬場へ申し込んでください。火葬場にて、日程、時間などを調整いたします。

### 火葬場使用料

区分	単位	市内使用料金	市外使用料金
13歳以上	1体	10,000円	69,000円
1歳以上13歳未満	1体	8,600円	58,000円
1歳未満・死胎(注1)	1体	5,500円	21,000円
その他	1件	5,500円	21,000円

注1:死胎とは、妊娠4ヶ月以上の胎児をいいます。

備考1:市内使用料金については、死亡者が死亡時に本市の住民基本台帳に記載されていた場合に適用され、死胎については父または母が、その他については使用者が、本市の住民基本台帳に記載されている場合に適用されます。

### 利用に際してのお願い

火葬場では、ご遺族の悲しみを思い、丁寧にお受けしておりますが、特に次の事項につきましては、ご協力をお願いいたします。

- 火葬場は高熱炉を使用しておりますが、棺内に不燃物がありますと、火葬業務に支障をきたしますので、次のような物は絶対に入れないようにお願いします。
- ◆ ガラス類(メガネなど)
- ◆ グラス繊維類(釣竿など)
- ◆ 金属類(腕時計など)
- ◆ 陶器類(茶碗など)
- ◆ その他(スプレー缶、化粧品など)
- ご遺体にペースメーカーが装着されている場合は、破裂する恐れがあり大変危険ですので、あらかじめ火葬場職員に必ずお知らせください。
- 出棺、火葬時間などはお守りください。

(注意)ペットの火葬はお受けできませんのでご了承ください。

## 建物・土地・景観

### 新築・増築・改築するとき

☎ 建築課 ☎561-2378

市内で建物を新築、増改築する場合は、建築確認申請が必要です。また、住居表示地域に建物を新築・改築する場合は、市民課 ☎561-2344に建物新築届が必要です。

### 建物を解体するとき

☎ 建築課 ☎561-2378

床面積が80㎡以上の建物を解体する場合は、工事を始める7日前までに市へ届け出が必要です。

### 建物を建築するときや土地を造成するとき

☎ 開発調整課 ☎561-2376

住宅や事務所、工場などを建築するときや土地を造成する場合は、開発許可申請などが必要になる場合がありますので、市へ事前に相談してください。

### 土地売買で届出が必要とき

☎ 都市計画課 ☎561-2375

このようなとき	必要なもの	備考
土地の売買をしようとするとき ・市街化区域5,000㎡以上 ・都市計画施設など(※)の区域内200㎡以上	公有地の拡大の推進に関する法律第4条届出書	売買契約予定日の6週間前までに届け出てください
地方公共団体などに買取を希望する場合 ・都市計画区域内200㎡以上	公有地の拡大の推進に関する法律第5条申出書	
土地の売買などをしたとき ・市街化区域2,000㎡以上 ・市街化調整区域5,000㎡以上	国土利用計画法第23条届出書	契約を締結した日から2週間以内(契約の締結日を含む)に届け出てください

(※)都市計画施設などとは、都市計画において定められた道路、公園、緑地などです。

## 住まいの耐震補助

☎ 建築課 ☎561-2378

### 木造住宅の耐震診断・耐震改修(予算の範囲内)

対象住宅は、1981(昭和56)年5月31日以前に建築された(旧耐震基準)木造住宅などの条件があります。受付時間など詳細は市ホームページをご確認ください。

#### ●耐震診断【無料】

県木造住宅耐震診断員を派遣し、耐震診断をします。家の安全度が分かります。

#### ●耐震補強概算費用算出【無料】

耐震診断の結果により、補強計画案の一例の作成と概算見積もりをします。

#### ●耐震改修補助金【工事費の23%・最大82.2万円】

耐震診断の結果、大地震時に倒壊する可能性が高いと診断された住宅の耐震改修工事費用の一部を補助  
※工事着手前に協議・申請が必要など条件あり

### 震災時の避難経路を確保するとき(予算の範囲内)

受付時間など詳細は市ホームページをご確認ください。

#### ●危険木造建築物解体費補助金【費用の1/5・最大20万円】

狭あい道路に面する、旧耐震基準の木造建築物の解体費用の一部を補助  
※工事着手前に協議・申請が必要など条件あり

#### ●ブロック塀等改修促進補助金【撤去の場合3千円/mか費用の1/2など】

地震で倒壊し、避難に支障の恐れがあるブロック塀などの撤去と改修費用の一部を補助(4m未満の道路の場合、道路後退が必要)  
※工事着手前に協議・申請が必要など条件あり

## 景観を守るために

☎ 都市計画課 ☎561-6507

一定以上の高さや規模の建物などを建築する場合は、景観法および草津市景観条例などに基つき市への届出が必要です。屋外に看板を掲出する場合は、その面積や設置位置・期間により、草津市屋外広告物条例などに基つき市の許可が必要です。

### 空き家の利活用に「空き家情報バンク」へ登録を!

☎ 建築課 ☎561-2378

市内の空き家を利活用したい人は物件を登録しませんか?

草津市 空き家情報バンク

## 町内会活動

☎ まちづくり協働課 ☎561-2324 FAX561-2482

町内会では、広報紙の配布や各種お知らせの回覧、防犯灯の設置と維持管理、ごみステーションの利用、清掃活動、防犯・防災・交通安全運動、災害時の助け合い、敬老会、子ども会などさまざまな活動が行われています。

### 町内会への加入

町内会は隣近所に住む人たちがお互いに助け合い、協力しあって、自分たちの住む地域をより住みよい地域にしようと自主的に活動している団体です。地域の皆さん同士が顔見知りになって、ふれあうことで、いざという時に互いに助け合え、地域の絆を深めるとともに、住みよい生活を送るため、町内会に加入しましょう。お住まいの地域の町内会長を知りたい場合は、まちづくり協働課までお問い合わせください。

